（宮崎県児湯郡川南町）

# 印鑑登録の流れ（代理人申請の場合）

※注！ 即日登録証交付および証明発行はできませんので、お早めに手続きをお願いします。

**提出書類を窓口で受領**

「疎明書・代理人選任届書」と「印鑑登録申請書」を窓口でもらい一度持ち帰る。

**登録者本人の要件**

1．川南町に住民登録をしている。
2．１５歳以上である。
3．印鑑登録を行う意思能力がある。

↓

**代理人による申請書提出（受理）**

登録者本人が自署した「疎明書・代理人選任届書」と「登録する印鑑」と「代理人の本人確認をするための書類」（免許証等）を持参し、申請書を提出する。

↓

**郵便照会手続き**

印鑑登録の申請を行ったか確認するための文書「照会書・回答書」が登録申請者本人の登録住所地へ郵送される。

※ 代理人申請の場合は、必ず郵便照会手続きとなります。

↓

1．届いた「照会書・回答書」の照会事項に相違なければ回答書欄に登録者本人が、住所氏名を記入し窓口に持参する。

**（登録者本人が持参できない場合）**

2．届いた「照会書・回答書」とともに、「疎明書・代理人選任届書」も全て登録者本人が記入押印する。
3．２で登録者本人が記入押印した書類を代理人が窓口に持参する。

**代理人が持参するもの**

1．照会書・回答書
2．疎明書・代理人選任届書
3．登録する印鑑
4．代理人自身を確認するための書類（免許証・健康保険証等）

**注意事項**

1．照会書・回答書を発送した日から３０日以内に回答書の持参がない場合は、申請がなかったものとします。
2．回答書は必ず直接窓口に持参してください。郵送された場合は受付できません。
3．回答書の持参を代理人に依頼する場合は、「疎明書・代理人選任届書」を必ず登録者本人が記入してください。
4．代理人は、登録者本人から選任を受けた代理人本人であるか窓口で確認するため、免許証等の本人確認書類を必ずお持ちください。

↓

**印鑑登録完了**

↓

**印鑑登録証（カード）交付**

印鑑登録をされた方に交付されるもので、これから印鑑登録証明書の発行を受ける場合には必ず必要となります。（有料）

↓

**印鑑登録証明書発行**

（平成２６年４月版）